

総合研究  
● 教育と法 ●  
教育と法  
研究会

第28回 卒業生による教員の殺害と公務災害認定

星野 豊 (筑波大学准教授)

し、その後も妄想に基づく怨恨の情を持ち続け、卒業後24年たった後、BがAを刺殺したことに關して、被告地方公務員災害補償基金県支部長が本件災害を公務外の災害と認定したことに対して、Aの配偶者である原告Xが、処分の取消しを求めた事案である。

学校と生徒との法律上の関係は、原則として生徒が在学している間に限られ、生徒が卒業することによって終了する。しかしながら、教員と生徒との人間関係は、卒業後も継続することが多く、教科指導以外の助言指導が行われることも珍しくない。このため、卒業生に対する教員としての行動が、果たして教員の「職務」に基づく行動であるか、あるいは、教員と卒業生との間で生じた現象を、教員と生徒との関係と同様のものとして扱ってよいかが問題となる。本稿では、卒業後24年経過した卒業生が、元担

任であった教員を殺害した事件に、公務災害性が認められるか否かが争われた、甲府地裁平成22年1月19日判決・平成20年(行ウ)12号事件を取り上げ、教員の職務の性格、および教員と卒業生との関係について考えてみる。

1 事実関係

本件は、県立高校の教諭であったAが、担任する生徒Bを自宅に泊めて指導したところ、人工的に精神病にされたとBが妄想して逆恨み

Bは、高校在学中より、周囲の自分を見る目が変わだと感じるなどの被注察感を訴えることがあり、Aが担任を務めるクラスに編入された頃から、独り言を述べたり、不眠の症状を訴えるようになり、卒業式間近になって、学生服を刃物で切り裂いて川に流すという奇行に及んだ。そのため、Aは、Bが卒業式に出席できるようにと、式で着用する学生服を他の生徒から借りてBに貸し与えたほか、式の前日、Bを自宅に泊め、相談に乗るなどした。しかし、卒業式当日になってもBの精神状態は好転しないばかりか、さらに悪化したため、Bは、卒業式には出席しなかった。その後、Bは、統合失調症と診断され、精神科病院に入院した。

Bは、退院後、B宅の壁に「Aを殺せ」と書いてあったと主張し、精神科病院での外来診療

を受けていたほか、Bの家族に対し、高校の教師に対する恨みを口にするようになった。また、Bは、市内の精神障害者の社会復帰援助活動を利用しようとした際、施設職員から冷淡に扱われたと感じ、職員がこのような扱いをするのは、高校が同施設に圧力をかけたためと邪推し、抗議するため、高校へ木刀を持って押しかけ、警察官が呼ばれる事態となった。この際、高校教員らが穏便に済ませるように取り計らったため、Bは逮捕されなかったが、この頃から、Bは、自分が精神疾患に罹患したのがA宅に泊まった直後であったことから、高校の圧力を受けてAが自分を人工的に精神障害にしたのではないかと妄想するに至り、その後、本件殺害行為に到るまで継続して、前記妄想とそれに基づくAに対する恨みを持ち続けた。

他方、Bは、精神科医に自分の望む薬を出すようにAに口添えを依頼し、AがBの両親にこのことを告げたことに立腹して当時Aが勤務していた学校に押しかけて抗議をしたり、裁判所に対し、Aを相手方として、Bの精神病治療に協力するよう求める調停を複数回申し立てた

り、Aを脅かそうとして金2000万円の支払うよう求める内容証明郵便をA宛に送付したりしたほか、Aの勤務先および転任先に複数回押しかけ、同各学校の校長らに対し、Aによって自分が精神病にされたことを訴え、Aを処分するよう求めるなどした。なお、Bは、Aの同僚であったC教諭に対しても、電話をかけたたり来訪したりして、Bの就労を妨害したなどと根拠なく非難したり、精神科医に薬を変えよう言えと迫るなどした。

Bは、卒業後24年経過した頃に、精神科医より抗精神病薬を投与された後、これまで感じたことがない疲労感を覚えたことなどから、投与された薬剤の量が致死量を超えており、間もなく死亡してしまうと勝手に思い込んだ上、自分が死亡するのはAが人工的に精神障害にしたからであり、Aによって精神障害にされたため、立派な社会人になるという夢を絶たれ、結婚することもできなくなったなどと思い詰め、Aに対する恨みを募らせ、自分が死ぬのにAが生きているのは許せない、生きているうちに恨みを晴らそうと考え、自分が死ぬ前にAを殺害しよ

うと決意した。そして、Bは、Aを殺害するために用いるサバイバルナイフを購入し、A方近くまで行って電話をしたところ、家人から午後10時にならないと帰ってこない旨聞かされたため、夜遅い時間では薬が効いて眠くなることから、殺害することをいったんあきらめた。その後、本件災害が発生した日曜日、Bは、午前4時ころに目が覚めたことから、抗精神病薬を処方されたのに朝早く目が覚めるのは薬が効いていない証拠であり、いよいよ死期が近づいていると思ひ込み、死ぬ前にAを殺害しようと考え、しばらくためらったものの、殺すなら今しで行き、決心がつかないまま、1時間ほどA宅近くをうろついていたところ、午後8時50分ころ、不審に思った近隣住民から連絡を受け、確認するためAが自宅から出てきて、Bに声をかけてきた。そこで、Bは、この機会に殺害しようと考え、所持のサバイバルナイフでAの腹部を突き刺した後、逃げようとするAの背部を数回突き刺したほか、路上に倒れ込んだAをさらに多数回突き刺し、Aを死亡させるに到った。

Bは、本件災害につき殺人罪および銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪に問われ、懲役8年の実刑判決を受けた。なお、同判決中において、Bは、本件災害時、妄想性障害に罹患しており、是非善悪を判断する能力やそれに従って行動する能力が著しく減退していたとして、限定責任能力であったことが認定された。

## 2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

「本件災害は、Aがかつての教え子であるBに殺害されたというものであり、……災害性傷病に該当する。」「このような災害性傷病の場合、公務中の災害であるという公務遂行性の要件を満たせば、反証がない限り、公務起因性が推定できると一般的には解される。」「そこで、本件について公務遂行性の要件をみるに、Aは、勤務時間外である日曜日午後8時50分ころ、BがA宅付近をうろついていたことから、近隣住民より不審者がいる旨の連絡を受けたAが、Bを誰何したところ、Aの自宅近くの路上においてBより刺殺されたのであって、そこに

は公務遂行性は認められず、本件災害を公務遂行性の要件からみる限り、公務災害と評価する余地はない。」「しかし、本件災害が、「かつて」Bの学級担任を務めていたAに対するいわれなき妄想のもとに発生したことを考慮すると、公務遂行性の有無により本件災害が公務災害か否かを判断することは不合理である」

「そこで、本件においては、公務遂行性にとらわれず、本件災害の発生が公務との条件関係を越えて、相当因果関係を有しているか、すなわち公務起因性が存在するか否かの観点から判断するのが相当である。そして、ここにいう相当

因果関係とは、災害が公務に内在する危険の現実化といえるかどうかで判断されるべきであり、本件のような精神障害者の妄想に起因し殺害されるという特異な災害については、より具体的に、公務により本件災害が発生する可能性の大きさ、本件災害に至る経緯の異常性の大小などの観点から総合的に検討されるべきである。そして、本件の事実関係からすると、Bの妄想の持続性および内容からして、本件災害の危険の遠因となったと考えられる事実として

の、AがBの担任であったこと、AがBを卒業式前日に自宅に宿泊させたこと、卒業後に勤務先に押し付けてきたBにAが対応したことは、いずれも教職としての公務に属するものであり、これらのAの行為にかかる事実は、「相当因果関係の有無を検討する上での公務と考える」のが相当である。そして、Bの妄想の内容と、Bが罹患していた精神性疾患の性質からして、「Aの公務により本件災害が発生する可能性は、十分にあったものと認められる」

「本件においては、……AによるBを自宅に泊めての指導からみて約24年後、……人工的に精神障害にされたとの妄想が生じてから約19年8か月後……に本件災害が発生しており、その時間経過の長さをみれば、公務起因性はないのではないかと考えられる。」「しかし、前記認定事実のとおり、Bが罹患していた妄想性障害に基づく妄想の特徴は、これが推理や経験によっても訂正不能であることにあり、一度そのような妄想を抱けば、それが持続するのが通常であって、ときには生涯にわたって発展することがあること、Bが有していたAに対する妄想

は、Bに強く固着していたこと、またBは妄想性障害を有していたのみならず、相当に執拗で妥協のない人格傾向を有していたことが認められるのであるから、一般人のように怨恨の感情が減少、消失したり、又は途中で私怨に転化するこゝとなく長期間にわたって継続したことは、異常な因果の流れとはいえない。」「また、前記認定のとおり、Bは、「高校」を卒業した24年後に突如として妄想が発現し、本件災害を引き起こしたのではなく、Aの勤務先に度々押しかけたり、不合理な内容の調停を申し立てるといった迷惑行為を行う中で引き起こしているのであつて、いわば長期にわたる迷惑行為の延長線上で行われたと評価でき、この点からも本件災害に至る経緯が異常とまではいえない」

「また、公務員は、不特定多数人に対し、公務を提供すべき義務を負い、これを拒否することができないのが通常であるところ、たまたま対応した相手が精神疾患に罹患しており、その後妄想に基づく怨恨を生じさせ、長期間を経過した後、症状を悪化させた後、何らかの危害に及んだ際、これを相当因果関係が欠けるとして公

務災害の対象外とすることは、使用者が被用者を使用することで利益を享受する一方でその際の危険も負担すべきであるという災害補償制度の趣旨からみても相当でない」

### 3 問題点の検討

本件は、教員がかつて担任をしていた元生徒に、卒業後24年を経過した後に刺殺されるという、社会的に大きな衝撃を与えた事件に関する判断であり、本件災害に公務起因性があるかという法律判断と共に、教員の生徒に対する職務遂行のあり方という教育的観点からも、慎重に検討すべき問題を持つものである。

本判決は、本件災害に関する公務起因性の判断として、本件の発生が、日曜の夜間に、Aの自宅付近であつたことから、本件において公務遂行性はないといつた判断したうえで、本件事案の性質から、公務遂行性の有無のみで公務起因性を判断するのは相当でないとし、本件災害に到るまでの経緯を詳細に認定して、AがBの担任であつた時のAのBに対する職務として

の接触や、Bが卒業後精神性疾患に罹患し、Aに対する妄想を抱くようになってAの勤務先に押しかけるなどした際にAが対応したことをも含めて総合的に判断し、結論として本件災害がAの公務に起因するものであると判示している。

本件の事実関係から窺われるBの精神疾患の内容からすれば、Bが最終的にAを殺害するに到つたのは、AがBに対して教員として対応していた際の事実から生じた妄想であることはほぼ明らかであり、かつ、本判決の判示するとおり、Bの妄想は卒業後24年たつてから突如として生じたものではなく、卒業後たびたびAの勤務先に押しかけるなどの行為を断続的に繰り返すことによつて長期間にわたり持続していたものと考えることができるから、本件災害をAの公務に起因するものとした結論については、異論なく支持すべきであると考えられる。

しかしながら、Bが卒業後しばしばAの許に押しかけていた事実をも含めて公務起因性を判断するのであれば、本件災害が発生した時点についても、AはBに対して全くの個人として接触したわけではなく、あくまで元担任教員として

対応しようとした可能性がある。従って、本件災害の発生時刻が日曜日夜であり、発生場所がAの自宅付近であったことをもって公務遂行性を否定した判断には、疑問の余地があるが、本判決の事実認定からは、AがBに刺殺される直前の段階で、相手方がBであることを認識しておらず、単なる不審者と考えて声をかけた可能性も否定できないため、本判決の判断が誤りであるとまでは断定できない。

本件災害がAの公務に起因するものであり、AのBに対する担任教員ないし元担任教員としての接触ないし対応が、本件災害発生危険性を増大させたとする本判決の判断が妥当性であることは前述のとおりであるが、教員の生徒に対する職務遂行のあり方という点からすると、本件におけるAやAの勤務先である学校の対応には、現代的な観点からすると、やや問題となりうるものが含まれていることも否定できないように思われる。

例えば、卒業式前日に自宅にBを宿泊させたことは、当時における担任教員の対応としては珍しくなかったことが明らかであるが、現代で

は、当該生徒との関係から考えても、他の生徒との関係から考えても、必ずしも適切とは言えない可能性がある。また、Bが卒業後に精神的疾患による妄想を持つようになり、Aの勤務先に押し付けてきた際にAが対応したことについても、当時としては元担任教員であったことから当然のように考えられてきた傾向が強かったことは否定できないものの、Aに対する理由のない妄想を原因として不当な要求を繰り返すBに対し、直接の妄想の相手方であるAに対応させたことは、Bの妄想をかえって悪化させた可能性すらありえないではない。従って、学校としては、Aが直接Bに対応することを極力避けると共に、できる限り早く医療機関と連携し、精神的疾患の専門家の助言を得ながら、慎重に対応する方策をとるべきであったことは、一般論としては言うことができる。

もつとも、卒業生であると称する者が、元担任教員に面会を求めてきた場合、相手方に対して警戒的な対応を原則としてとることが、卒業生との信頼関係を崩す恐れがあることは明らかである。また、担任教員は、他の教員よりも担

任する生徒に関する情報を保持しており、かつ、生徒本人からも、他の教員よりも高い信頼を持たれている可能性が高いわけであるから、生徒の個人的ないし家庭的事情、特に生徒ないしその家族の体質や疾患、さらには事件に関する情報を、当該生徒が他の教員に対して秘匿するよう望んだ場合、当該生徒への対応のために必要な情報を他の教員と共有することができないような体制をどのようにして整えるかは、現実には極めて難しい問題である。

学校が人格的に発達途上の生徒を教育の対象とするものであり、かつ、法的な関係のみならず、人格的な信頼関係をも築くことを望ましいものと考えられていることは周知の通りであるが、本件のような事件が発生する恐れがあることも、現実の問題として考慮しなければならぬ。結局のところ、法律は人を疑うところから始まり、教育は人を信頼するところから始まるという、そもそも出発点において相いれない部分があるわけであり、両者の関係のあり方について、改めて考え直すことが不可避であるように思われる。